

「判断力批判」の研究（４）

—合目的性と有機体について—

黒田敏夫

「判断力批判」は「美学的判断力」と「目的論的判断力」の二つの批判をしていることは周知のことである。カントは判断力を「規定的判断力（die bestimmende Urteilskraft）」と「反省的判断力（die reflektierende Urteilskraft）」の二種類に分けた。「規定的判断力」とは「特殊なるものを普遍的なものの下に含まれたとして認識する能力」であり、「反省的判断力」とは特殊に対する普遍を求めていく能力であった。カントは経験論哲学のように個別のみに実在性を認め、普遍を抽象化の産物とは見なさない。カントの超越論的観念論は経験的内容を示す特殊なものの中に、実在的な普遍なるものを見出そうとするのである。

ところでカントは「反省的判断力」の中に、「美学的判断力」と「目的論的判断力」を考えた。「美学的判断力」については既述したので、この小論では「目的論的判断力」の意味と意義を考え、カントの論証の意義と問題点について考えてみたい。「美学的判断力」の先天的原理は「自然の合目的性（Zweckmäßigkeit der Natur）」と呼ばれた。「反省的判断力」は自然があたかも合目的性を持つかのごとくに（als ob）自然を考察するものである。そして、その自然とは「美なるもの」と「有機体」である。自然における「美なるもの」を判定する（beurteilen）能力が「美学的判断力」である。「美なるもの」によって引き起こされる「快の感情」の根拠は何であろうか。カントはこれを経験的快の感情として捉えず、知的な判断であると考えた。それは、対象の形式が我々の認識能力に合目的的であるとき、快の感情が生じると考えた。つまり「対象とあらゆる経験的認識に必要な認識能力（構想力と悟性）相互の関係とが合目的的に合致していること」において快の感情が生じると考えた。「美学的判断力」は自然における合目的性の形式を快

と感じるのである。「美学的判断力」の分析は「美」と「崇高」についてなされた。「美なるものの快」の感情は対象の形式が認識能力に対して合目的であるときに生じる「積極的な快」である。それに対し「崇高なるものの快」は、形式を超えたものであり、「間接的に生ずる快」^{ix}、「生命力が、瞬間的に阻止され」^xるものである。そして「感嘆」や「畏敬」を含んだものであり、「消極的快(die negative Lust)」^{xi}であるといわれる。このように「美学的判断力」は「自然の合目的性」を何らかの快の感情との関係で分析、解明しているといえる。

カントは「反省的判断力」を「美学的判断力」と「目的論的判断力」の二つに分けているが、「判断力批判」の本来の目的がいずれの批判にあるかは解釈の分かれるところである。カント自身は「判断力の批判のうちには、美学的判断力を含む部分がそれに本質的に所属している」^{xii}と述べている箇所がある。それは「美学的判断力」のみが、我々の認識能力のうちにア・プリオリな原理を含んでいると考えたからであろう。

二

次に、「目的論的判断力」の意味と意義を考えながら、カントの批判哲学における合目的性の概念の意義と問題点について考察してみよう。

カントは「判断力批判」の序論 VIIIで「私たちは、自然美を形式的(たんなる主観的)合目的性の概念の描出と、自然目的を実在的(客観的)合目的性の概念の描出とみなすことができ、私たちは前者を趣味によって(快の感情を介して、美学的に)、後者を悟性と理性とによって(概念にしたがって、論理的に)判定する」^{xiii}と述べ、「目的論的判断力」が「実在的客観的合目的性」と関わりを持つと考えている。カントは当初は自然の客観的合目的性に対しては否定的乃至は消極的態度を示したのであるが、「目的論的判断力」の分析を進めるなかで、条件付きながら、自然の客観的合目的性の根拠を「目的論的判断力」に求めていくのである。例えば、カントは自然の客観的合目的性は「証明しようとするれば、或る詭弁(Vernünftlei)が先行しているにちがいない」^{xiv}と述べていたのが、「少なくとも蓋然的には」^{xv}「自然を目的にしたがう原因性との類比にしたがって」^{xvi}その対象の可能性を表象する場合に限って、「目的論的判定」は正当にも自然探求に関係してくると積極的に

述べるようになる。

合目的性は認識されるものではなく、判定されるものである。自然の客観的合目的性を悟性と理性において判定しようとするのである。つまり自然を反省するために、統制の原則に従って判定するのである。次にこの事の意味を、カントの考えている合目的性を明らかにしながら述べてみよう。

カントは合目的性を大きく四種類に分けて述べている。ここでは「歴史的合目的性」を除いた三つについて考えてみる。第一は「論理的合目的性」である。彼は数学的なものと、自然科学的なものを考えている。「目的論的判断力の分析論」の第62章で「実質的な客観的合目的性とは区別された単に形式的な客観的合目的性について」述べている。カントによると「形式的客観的合目的性」の原理は古代ギリシャ哲学以来認められていると述べる。例えばプラトンの幾何学的原理はそのような原理を持っていると彼は考える。プラトンは経験概念を超えた幾何学的の本質はイデアと深いつながりを持っており、「イデアはすべての存在者の根源との知性的な交わりによってのみ説明されうる」^{vi} と考えたと理解した。カントの考える「形式的客観的合目的性」とは「一つの原理に従って描かれるすべての幾何学的図形は、或る多様な、しばしば賛嘆される客観的合目的性を、詳しく言えば、多くの問題を唯一の原理にしたがって、またそれぞれの問題を無限に異なった仕方でも解決するに役立つという、そうした仕方でも解決するに役立つというそうした合目的性を、それ自体で示している」^{vii} ものである。数学的幾何学的対象は単なる主観的観念的表象ではなく、客観的かつ知性的(intellektuell)であると考えている。これは感性的に対して知性的であるということであり、図式機能に見られるような悟性の直接的働きを意味している。

次に自然科学的なものにおいてであるが、カントは「純粹理性批判」の中で形式的にみられた自然(natura formaliter spectata)である自然一般(Natur überhaupt)がニュートンの力学的法則に従うことの認識論的基礎付けを行ったのである。他方、内容的に見られた自然(natura materialiter spectata)^{viii}における自然法則は特殊なる経験的法則であった。自然のなかにはこのような経験的法則が無数に存在する。カントはこれらの法則も含めた体系的統一を考える。「反省的判断力」はこの能力であり、特殊に対する普遍を求めていくのである。カントは「自然の特殊化の法則」を「反省的判断力」の先天的原理であるとする。つまり、自然における無数の経験的法

則は、意図なしに「反省的判断力」の原理に合致するのである。これをカントは「あたかも同じく或る悟性(たとえ私たちの悟性ではないとしても)が、特殊的な諸自然法則にしたがう経験の或る体系を可能ならしめるため、私たちの認識能力のために与えておいたかのような、そのような統一にしたがって考察されなければならない…」^{xiv}と述べる。つまり自然の特殊な経験的法則が判断力に合目的(zweckmäßig)であると考えている。このように「反省的判断力」の自然の特殊化の原理は論理的合目的性の一つであると考えていることが分かる。

次は「美学的合目的性」についてである。カントによると「美は合目的性が目的の表象なくして対象において知覚せられる限りにおいての、対象の合目的性の形式である」^{xv}といわれる。又、「美」の感情は、所与の直観的表象の先験的能力である「構想力(Einbildungskraft)」と「概念の能力」、「規則の能力」である「悟性(Verstand)」の二つの先天的能力の「自由な遊び(das freie Spiel)」であり「調和的活動」であるといわれる。「美学的合目的性」は「目的なき合目的性」ともいわれるように本来の目的論とは異なるのである。田辺元が言うように「その合目的性は単に表象の形式における主観の意識活動の調和的自足的なる統一に成立し、対象の実在性に関わりなく、所謂遊戯の対象界としての仮象に関する。従って古来因果性と対立せしめられ、実在界の規定として、之と権限を争ふ合目的性には直接関係が無い」^{xvi}のである。

三

第三が「有機的合目的性」である。「論理的合目的性」における「客観的形式的合目的性」、「美学的合目的性」における「主観的形式的合目的性」に続いて、カントは「実質的客観的合目的性」について述べるのである。

ここでカントの有機体の理説が問題になる。カントの自然観は批判期前では伝統的自然神学に従った、ライプニッツの目的論的自然観であった。後にニュートン力学の衝撃を受けたカントは、「純粹理性批判」を見れば明らかであるように、批判期になると自然から目的論や神を排除するようになり、ニュートンの力学的法則に支配された機械論的自然観を持つようになる。しかし、「判断力批判」においては目的論や有機体の考えが再び現れてくる。

これはカントが機械論的自然観を捨て、批判期前の目的論に戻ったということでは決してない。このことを「判断力批判」における有機体と合目的性の意味を明らかにすることによって説明してみよう。又、機械論と目的論がどのように結びつくかを考察してみよう。

カントによれば有機体すなわち有機的存在者（organisiertes Wesen）とは「部分が他の諸部分を相互に産みだし、他の諸部分と全体のために現存している自然産物」^{xvii}であり、「他の諸部分および全体のために現存しているものとして」^{xviii}、「他の諸部分を（したがってあらゆる部分が他の諸部分を相互に）産み出す機関として思考される」^{xix}ものである。そして、「有機的存在者はそれ自身のうちに形成する力を所有しており、しかもこの形成する力は、この力をもっていない諸材料にその有機的存在者がそれを分与する（それらの諸材料を有機化する）ような、そうした力である」^{xx}と述べる。

その力とは一体何か。カントはそれを有機体（有機的存在者）のもつ内的合目的性（die innere Zweckmäßigkeit）の原理であると考えている。内的合目的性の原理こそ有機体の目的論であり、カントはこれを自然目的（Naturzweck）として考察していくのである。自然目的という概念は「原因の結果に対する関係が判定されるときだけ」^{xxi}において、「結果の理念をその原因の原因性の基礎に置き、そうした結果の理念を、原因自身の根底にあって結果を可能ならしめる条件とみなすことによってのみ、法則的なものとして洞察しうる」^{xxii}ことにより導き出されたと考えている。カントは合目的性を二つの意味に分けて考察する。「結果を直接的に技術産物とみなす」^{xxiii}ものであり、つまり自然の有機的所産における合目的性は「内的合目的性」と呼ばれる。もう一つは「他の可能的な自然存在者の技術にとっての材料とのみみなす」^{xxiv}ものであり「外的合目的性」と呼ばれ、人間にとって考える有用性（Nutzbarkeit）や有益性（Zuträglichkeit）が問題となり、相対的合目的性とも呼ばれる。これは草が草食動物のためにあり、草食動物は肉食動物のためにあるというような単なる素材と見なされる偶然的な合目的性である。カントの合目的性は因果結合の概念と深い結びつきを持っている。そして因果結合は二つの場合に区別される。一つは作用因による実在的原因の連結で「たんに悟性によって思考されるかぎりでは、つねに下方に向かう一つの系列（原因と結果の）をなす一つの連結」^{xxv}であり、それを「作用因（因果結合）」と呼んでいる。もう一つは目的因（目的結合）による観念的原因

の連結で「或る理性概念（目的という）にしたがう一つの因果結合」^{xxxvi}で「それを系列とみなすなら、下方に向かっても上方に向かっても依存性をおびている」^{xxxvii}もので、可逆的な因果結合である。カントは「家屋は、家賃として受け取られる金銭の原因ではあるが、それでも逆にこうした可能的収入の表象がその家屋を建築した原因であった」^{xxxviii}という例を挙げている。

このようにカントは「内的合目的性の原理」、目的概念に従った可逆的因果結合である「目的因結合」を有機体における目的性の原理であるとする。これは「自然目的(Naturzweck)」の問題として論じられる。それは「自然産物として認識される或るものを、それにもかかわらず目的としても、したがって自然目的としても判定する」^{xxxix}、「そうした原因性は、自然の根底に目的を置くことなしには、自然のたんなる概念と結合されないにせよ、そのときでもなるほど矛盾なしに思考されえはするものの、概念的にはとらえられないのである」^{xxx}と述べられる。

カントは「自然目的」について、次のような一本の樹木の例を挙げて説明をする。第一に「樹木は類からみればおのれ自身を産出し、この類のうちではその樹木は、一方では結果として、他方では原因として、おのれ自身から絶えず産みだされ、また同様におのれ自身をしばしば産みだしつつ、類として不断におのれを保存する。」^{xxxi} 第二に「一本の樹木は個体としてすらも、おのれを産出する。」^{xxxii} 第三に「被造物の一部分もまたおのれ自身を産出するが、それは、その一部分の保存が他の一部分の保存に相互に依存する」^{xxxiii}と考える。例えば「葉は同時になるほどその樹木の産物ではあるが、それでもこの樹木を互いに保存しあっている」、「繰り返して葉が落とされればその樹木は枯死するにちががなく、だからその樹木の成長は幹におよぼす葉の作用に依存している」^{xxxiv}のである。

カントは「自然目的」や「内的合目的性」を有機体の原理であると考えているが、力学的概念に代わる新しい有機体の概念による哲学をカントは果たして展開しているのであろうか。そうではない。ここで改めてカントの考えた有機体の概念を整理してみよう。彼は「自然の有機的な産物は、すべてのものがそこでは目的であるとともに、相互的に手段でもあるところのものである」^{xxxv}と述べる。一般に有機体とは「部分間に形態的にも分化があり、しかも部分相互の間に、また部分と全体との間に内面的な必然的関連があって、全体として一つのまとまりを有するような物質系であることを端的に表

現したもの」^{xxxvi}といわれる。前述した樹木における葉と幹の関係のように、部分と全体の関係において、部分が全体によって可能であり、全体は部分の相互作用によって支えられていると、カントは述べていた。このようにカントは有機体の特徴を正確に捉えている。そして、有機体における内面的な必然的関連を、カントは「自然目的」とか「内面的合目的性」と呼んだのである。

四

カントは「判断力批判」において有機体の哲学を展開したわけではない。それではこの有機体の「内的合目的性の原理」において、一体何が言われようとしたのであろうか。カントは外的自然はニュートンの力学的法則に示されるような機械的法則に従っていると考えた。それは「純粹理性批判」において示されたように、自然はニュートンの機械論的自然として捉えられ、それをカントは現象としての自然として捉え直し、ニュートンの自然の認識論的基礎付けを行ったのである。しかし体系家カントは次のように、更にあらゆる認識の体系的統一を目指すのである。悟性法則による「形式的に見られた自然(*natura formaliter spectata*)」は悟性の付与した普遍的法則の支配する可能的経験である。ところで我々の経験する自然には悟性法則の支配が及ぶ領域がある。そこは我々が経験によって発見する「特殊的法則」が及ぶ領域である。カントは普遍的法則から特殊的法則が及ぶ自然全体の体系的統一を目指す。ここでカントは「目的」の概念を導入して自然全体の体系的統一を試みたのである。有機体の「内的合目的性の原理」とは、機械論的には把握できない自然の特殊的法則を統制する原理である。

カントは「自然の有機的な産物は、すべてのものがそこでは目的であるとともに、相互的に手段でもあるところのものであるということにほかならない。この産物における何一つとして、無駄でもなければ、没目的でもない、あるいは盲目的な自然メカニズムに帰せられはしない」^{xxxvii}と述べる。これは勿論、悟性の立場からの説明ではなく、「有機体」の概念や「内的合目的性の原理」や「目的論的判断力の判定」という概念で自然の体系的統一を説明するものである。有機体は自然の所産(*Naturprodukt*)として認識されると同時に自然目的(*Naturzweck*)として判定される。

自然の事物は何らかの因果的結合の関連の中にある。悟性によって思惟される原因—結果の常に下降する系列は「作用因的因果結合（die Kausalverbindung der wirkenden Ursachen, nexus effectivus）」と呼ばれ、機械的必然性の自然法則のことである。有機体は悟性の構成的原理によるものではない。すなわち理性存在者すなわち人間による技術的所産（Kunstprodukt）ではなく、自然の所産（Naturprodukt）であると言われる。有機体は自然の所産であるといわれるが、原因—結果の「作用因的結合」によらず、自然目的（Naturzweck）による「目的因的結合」によっていると考える。例えば「家屋は、家賃をして受け取られる金銭の原因ではあるが、それでも逆にこうした可能的収入の表象がその家屋を建築した原因」^{xxxviii} であるといった関係をいう。

カントは有機体における因果結合を合目的性の原理で説明する。それを「自然目的という概念のもとで目的論的に思考」^{xxxix} するといい、この思考は「もはやこの場合、私たちが満足させえない自然のたんなるメカニズムという概念とはまったく別の諸物の秩序のうちへと、理性を導いてゆく」と考え、更に「或る理念が自然産物の可能性の根底にあるべきである」と考える。この理念とは「物質が、それ自身だけでは合成のいかなる規定された統一をも与ええない諸物の数多性であるのとは違って、表象の絶対的統一である。」そして「この理念のそうした統一が、さらにそのうえ、合成されたもののそうした形式の原因性の自然法則をア・プリオリに規定する根拠として役立つべきであるなら、自然の目的は、自然の産物のうちにひそんでいるすべてのものへと及ぼされなければならない。なぜなら、私たちがひとたび全体としてのこのような結果を自然の盲目的なメカニズムを超えて或る超感性的規定根拠と連関づけるなら、私たちはまたそうした結果をもこの原理にまったくしたがって判定せざるをえないからである。」^{xl}

自然産物のうちに自然目的を考える際に、カントはその根底に或る理念があるべきだと考える。つまり、理性的なるものが、その根底にあるべきだと考える。自然における、物理的、機械的結合と目的結合を一つの原理で脈絡づけられるか否かは未決定であり、有限な人間悟性は「それらの両結合を一つのそうした原理のうちで合一させることはできず」、反省的判断力（目的論的判断力）のみが目的論的に判定できるのである。これは、あたかも自然の根底に目的原因が作用するかの如くみなす、反省的判断力（目的論的判断力）

の目的論的判定とおなじことを意味する。カントのこの考えは、「純粹理性批判」方法論の自然の特殊化(die Spezifikation der Natur)の体系的統一(systematische Einheit)の理念の延長線上にあると考えられる。^{xi} このように、「判断力批判」における合目的性の概念は、「純粹理性批判」から一貫した批判精神の中から生まれたものであり、批判期前の立場に戻ったと考えるべきでは無い。

註

- i Kritik der Urteilstkraft XXVI (以下K.d.U.と略す。)
- ii K.d.U. XLVII
- iii Ibid.B75
- iv Ibid.B75
- v Ibid.B76
- vi Ibid.VII
- vii Ibid.VorredeL
- viii Ibid.B268
- ix Ibid.B269
- x Ibid.B269
- xi Ibid.B273
- xii Ibid.B271
- xiii Kritik der reinen Vernunft B165
- xiv K.d.U. XXVII
- xv Ibid.B61
- xvi 田辺元 「カントの目的論」(近代日本思想体系 23 田辺元集、筑摩書房) 15頁
- xvii K.d.U.B291
- xviii Ibid.B291
- xix Ibid.B292
- xx Ibid.B293
- xxi Ibid.B279
- xxii Ibid.B279
- xxiii Ibid.B279
- xxiv Ibid.B279
- xxv Ibid.B289
- xxvi Ibid.B289
- xxvii Ibid.B289

- xxviii Ibid.B290
xxix Ibid.B286
xxx Ibid.B286
xxxI Ibid.B287
xxxii Ibid.B287
xxxiii Ibid.B288
xxxiv Ibid.B288
xxxv Ibid.B296
xxxvi 哲学辞典 平凡社 「有機体」の項目 1418頁
xxxvii K.d.U.B296
xxxviii Ibid.B290
xxxix Ibid.B297
xl Ibid.B297
xli 高坂正顕 「カント」 理想社 331頁